

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約解除届

年 月 日

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会会長 様

届出者 住所

氏名 印

借受人との関係（ ）

下記のとおりひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付契約を解除したく届出します。

記

貸付決定番号		
借受人氏名		
借用金額 ※該当する資金を ○で囲むこと	入学準備金 ・ 就職準備金	円
解除事由 ※該当する事由を ○で囲むこと	1 養成機関を退学した 2 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなった 3 死亡した 4 その他（ ）	
届出事由の 発生年月日	年 月 日	

【届出上の注意点】

- 貸付契約（資金交付）後に契約解除をする場合は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還計画申請書」を併せて提出してください。当該事由が生じた日の属する月の翌月から返還を開始します。ただし、契約解除後も引き続き養成機関に在学しているときは、返還債務の履行猶予の要件に該当しますので、返還猶予の申請手続きを行ってください。
- 解除事由が3の場合は、死亡を証する書類（除籍証明書又は死亡診断書の写し）を添付した「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付死亡届」も提出してください。また、その際の届出は連帯保証人（連帯保証人を立てている場合）又は法定相続人が行ってください。
- 解除事由の内容によっては、解除事由が分かる書類の提出を求めることがあります。